

令和5・6年度 五泉市建設工事等入札参加資格審査申請要領

令和5・6年度において五泉市が発注する建設工事または建設コンサルタントの競争入札等に参加しようとする方は、五泉市建設工事入札参加資格審査規程及び下記の要領により申請してください。

第1 入札参加資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができるのは、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、その後の営業期間が1年に満たない者
- 2 資格審査を申請しようとする建設工事において、建設業法第27条の23第1項に規定する客観的事項の審査を受けていない者
- 3 資格審査を申請しようとする建設工事において、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていない者
- 4 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- 5 次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 代表者等が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団であると認められるとき。
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
- 6 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）
 - ア 雇用保険法第7条の規定による届出
 - イ 健康保険法第48条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による届出

第2 申請書の受付期間 及び 参加資格の有効期間

区分	申請書の受付期間	資格の有効期間
定期申請	令和5年2月 1日から 令和5年2月28日まで	令和5年4月 1日から 令和7年3月31日まで
随時申請	上記の定期申請の受付期間 終了後随時	資格認定の日（令和5年5月以降） から令和7年3月31日まで

第3 申請書様式

種 類	提出する申請書類等
建設工事	五泉市様式 (※1)
建設コンサルタント	新潟県様式 (※2、※3)

※1 市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

※2 新潟県要領をもとに様式を五泉市に置き換えてご使用ください。

※3 「暴力団等の排除に関する誓約書」については五泉市様式をご使用ください。

第4 提出書類等（建設工事）

1 【様式第1号】建設工事入札参加資格審査申請書

2 【様式第2号】営業所一覧表

3 建設業許可証明書の写し 又は建設業許可通知書【建設業の許可について(通知)】の写し

4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

5 【様式第3号】直前2年の各営業年度における工事施工金額を記載した書面

6 【様式第4号】工事経歴書

※県外業者のみ提出してください。

7 【様式第5号】技術職員に関する書類

8 【様式第6号】舗装機械の所有状況を記載した書面

※舗装工事の参加資格を申請する場合のみ提出してください。

9 【様式第6号の2】暴力団等の排除に関する誓約書

※本社・本店の代表者名により作成してください。

10 委任状

※入札・契約締結権限等を支店・営業所等に委任する場合に提出してください。

※委任した場合に入札参加できる業種は、委任先で建設業許可を受けている業種のみとなります。

11 建設業許可申請書別紙2の写し

※入札・契約締結権限等を営業所等に委任する場合に提出してください。

12 五泉市の市税の納税証明書

※五泉市に納税義務がない者にあつては新潟県の県税の納税証明書を、

五泉市及び新潟県に納税義務がない者にあつては法人税又は所得税の納税証明書を提出してください。

※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。(写し可)

13 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納が無い証明）

※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。(写し可)

14 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入が確認できる書類

※「4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無」（未加入）となっている場合で、審査基準日以降に「加入」となった方のみ提出してください。

⑨当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。

【健康保険・厚生年金保険に加入した場合は次のいずれかの書類を提出すること】

- ・申請時直近1カ月分の領収証書の写し
- ・社会保険料納入証明書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

【雇用保険に加入した場合は次のいずれかの書類を提出すること】

- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

15 【様式第14号】個人番号カード(マイナンバーカード)の取得又は交付申請の状況に関する誓約書

- ・希望者のみ提出してください。
- ・申請受付開始日（R5.2.1）現在において、市内在住の従業者（役員や事業主を含む）のうちマイナンバーカードを取得又は交付申請をした者の割合が70%以上の場合、主観点10点を加点します。

※申請書類等については、【参考】提出書類チェックシートをホームページで確認のうえ、添付漏れ等がないか、提出される前に必ずご確認ください。

第5 申請書等の提出方法

提出部数：1部（建設工事・建設コンサルタントとも）

※ A4タテ型ファイルに綴り提出してください。

提出方法：持参（令和5年2月28日必着）または郵送（令和5年2月28日消印有効）

※ なお、五泉市内に営業所を有しない場合は原則郵送にてご提出ください。

第6 申請書等の提出先・問い合わせ先

◎五泉市役所 財政課 管財係

〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1

TEL：0250-43-3911 FAX：0250-41-0006

※上下水道局が発注する水道事業・下水道事業の建設工事・建設コンサルタントの入札に参加を希望する場合は別途申請が必要です。五泉市上下水道局様式にて下記担当まで提出してください。

◎上下水道局 お客様係

〒959-1705 新潟県五泉市村松乙130番地1

TEL：0250-58-6653 FAX：0250-58-2139